平成27年4月1日 訓令第11号 改訂 平28訓令第41号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人酒類総合研究所(以下「研究所」という。)の内部 統制の推進に必要な事項を定め、もって業務の有効性及び効率性、業務活動に関わる 法令等の遵守、資産の保全、並びに財務諸表等の信頼性の達成に資することを目的と する。

## (役職員等の責務)

- 第2条 役職員等(研究所に所属する役員、常勤職員、非常勤職員、研究生及び共同研究員)は、内部統制の重要性を深く認識し、有効的かつ効率的な職務の遂行に努めなければならない。
- 2 役職員等は、コンプライアンス違反等の事実を把握した際は、直ちに内部統制推進 本部に報告しなければならない。

(体制)

- 第3条 理事長は、最高責任者として、内部統制の基本方針に従い、内部統制の推進に向けた体制等の構築を指揮するとともに、内部統制の推進に向けた取組を不断に見直す。
- 2 研究所における内部統制の推進に係る体制の構築及びその推進に関する事項について検討、審議等を行うため、内部統制推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。
- 3 推進本部長は理事長とする。
- 4 推進本部員は、理事、総務課長及び部門長とし、理事長は、必要に応じて外部の有識者を推進本部員に委嘱できるものとする。
- 5 推進本部に事務局を置き、事務局の庶務は総務課において行う。
- 6 理事長は、総務課及び業務統括部門に内部統制の推進を協力して総括させるととも に、内部統制への取組を推進するため、内部統制推進責任者を設置し、総務課長をも ってこれに充てる。
- 7 内部統制推進責任者は、内部統制の推進に係る職員に対する教育・研修及び職員からの相談・通報への対応その他内部統制推進に必要な措置を講ずる。

#### (委員会の設置)

- 第4条 推進本部のもとに、次に掲げる委員会を設置する。
  - 一 システム運営委員会
  - 二 遺伝子組換え実験安全委員会
  - 三 動物実験委員会
  - 四 安全衛生委員会
  - 五 不正防止計画推進委員会
  - 六 契約審査委員会
  - 七 倫理監督者等委員会
  - 八 知的財産審査会
- 2 前項の委員会の委員長等代表者は、少なくとも年1回、委員会の活動状況等を推進本部に報告することとし、本部長は報告により内部統制を推進する観点から必要があると認めた場合は、推進本部において対応策等を検討、審議する。
- 3 内部監査を担当する内部監査責任者及び内部監査人は、内部監査の結果、是正又は 改善が必要と認めた事項については、推進本部と連携・協力して対応する。
- 4 前二項において報告した内容については、監事にも報告する。

## (推進本部の任務)

- 第5条 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その結果を理事長に報告 する。
  - 一 内部統制の推進に関する基本方針、計画の策定及び体制の構築に関すること。
  - 二 内部統制の推進に関する関係規則、マニュアル等の策定に関すること。
  - 三 内部統制の推進に違反する事項及び内部統制に関する不祥事に対する是正措置及び再発防止策に関すること。
  - 四 リスクの顕在化が認定された際に、リスク管理委員会と連絡・協力して実施する 対応に関すること。
  - 五 モニタリングの結果、内部統制を推進する観点から必要があると認めた場合の是 正措置及び対応策に関すること。
  - 六 前条第2項において検討、審議することとした対応策等に関すること。
  - 七 その他内部統制の推進に係る体制の構築及びその推進について必要な事項に関すること。

# (推進本部長の任務)

- 第6条 推進本部長は、内部統制の推進を図るため、次に掲げる事項を行う。
  - 一 内部統制推進部門である総務課及び業務統括部門並びに内部統制推進責任者で

ある総務課長との間における報告会の実施

- 二 内部統制推進本部への内部統制推進に関する事項の報告及び改善策の検討指示
- 三 内部統制の推進を図るための職員との面談
- 四 内部統制の推進を図るためのモニタリング体制の整備及び運用
- 五 内部統制の推進を図るための研修の実施

#### (事務局の業務)

第7条 事務局は推進本部の庶務を行うほか、内部統制の推進を図る観点からモニタリングするよう指示するとともに、推進本部から理事長に報告された結果のうち、指示された事項を実施する。

(モニタリング)

- 第8条 内部統制の推進を図るため、次に掲げる機会を通じてモニタリングを実施する。
  - 一 部門等の業務実施状況の部門長等によるモニタリング
  - 二 各委員会の委員長等代表者による委員会が管理する業務のモニタリング
  - 三 理事長ヒアリング等、業務の実施状況を確認する機会を捉えてのモニタリング
  - 四 内部監査規程に基づいて実施する内部監査によるモニタリング

(研修)

第9条 内部統制推進責任者は、内部統制の推進に関する研修を計画し、職員等に対し 必要な研修を定期的に行うものとする。

(相談・通報の窓口)

- 第10条 理事長は、研究所内外からの内部統制の推進に関する相談・通報の窓口を設置 し、その窓口を独立行政法人酒類総合研究所公益通報規程第2条第1項に定める窓口 とする。
- 2 前項に定める窓口の責任者は、総務課長とする。

(相談・通報への対応)

第11条 相談・通報の対応、調査及び調査後の措置については、原則として、公益通報 規程に準じて、確実に行うこととする。ただし、その内容に応じ、他の諸規程におい て別の定めをしているときは当該諸規程に従う。

(反社会的勢力への姿勢)

第12条 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、弁護士や警察等関係機関と連携を図り毅然と対応し、反社会的勢力との

一切の関係を遮断する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月7日一部改訂) 第3条第6項、第6条第1項第1号の改訂規定は、平成28年7月10日から施行する。